

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり  
公告します。

令和3年2月22日

京都市長 門川 大作

## 1 競争入札に付する事項

令和3年度の単価契約に係る下記(1)のア及びイの工事について、それぞれ入札し、  
契約するものである。

### (1) 工事名

ア (単価契約) 街路樹危険木対策工事(1)

イ (単価契約) 街路樹危険木対策工事(2)

### (2) 工事場所

ア 京都市内北部(北区, 上京区, 左京区, 右京区, 中京区, 西京区)

イ 京都市内南部(下京区, 南区, 東山区, 伏見区, 山科区)

### (3) 工事概要

ア 基本剪定, 支障枝剪定, 枯枝剪定, 枯損木撤去, 枯損木地上部撤去, 支障木撤去, 支障木地上部撤去, 根株撤去, 発生材処分, 特殊作業, 根切り作業, 高所作業車, ラフテレーンクレーン, 土壌改良土, 防根シート, 高木植栽, 低木植栽, 残土処理工, 埋戻し, 床掘り, 舗装版切断, 舗装版破碎積込, アスファルト舗装, インターロッキングブロック舗装, コンクリート構造物取壊し, 地先境界ブロック撤去, 歩車道境界ブロック撤去, 地先境界ブロック, 歩車道境界ブロック, 交通誘導警備員

イ 基本剪定, 支障枝剪定, 枯枝剪定, 枯損木撤去, 枯損木地上部撤去, 支障木撤去, 支障木地上部撤去, 根株撤去, 発生材処分, 特殊作業, 根切り作業, 高所作業車, ラフテレーンクレーン, 土壌改良土, 防根シート, 高木植栽, 低木植栽, 残土処理工, 埋戻し, 床掘り, 舗装版切断, 舗装版破碎積込, アスファルト舗装, インターロッキングブロック舗装, コンクリート構造物取壊し, 地先境界ブロック撤去, 歩車道境界ブロック撤去, 地先境界ブロック, 歩車道境界ブロック, 交通誘導警備員

### (4) 工種, 予定数量及び予定単価

上記(1)のア及びイの工事に係るそれぞれの工種、予定数量及び予定単価は一覧表(別表)に記載のとおりとする。

なお、この契約は単価契約であり、予定数量はあくまで予定であって、本件契約に係る実際の施工数量と一致するものではない。

(5) 工事期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(6) 支払条件

単価契約は、月毎の出来高払とする。

緊急工事は、完成払とする。

2 本件入札に関する問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿(工事)に登載されている者であって、同日((3)及び(4)にあつては、公告の日から開札の日までの間)において、次に掲げる全ての条件を満たす者

(1) 京都市競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第3条に基づき、令和2年度競争入札参加有資格者格付(造園工事)においてB等級に登録されていること。

(2) 建設業法に基づく造園工事業に係る主任技術者を1名配置し得ること。

なお、当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引続き3箇月以上の雇用関係があること。

当該技術者は、専任義務のない他工事等に配置されている技術者との兼任は可とする。

(3) 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 京都市行財政局財政部契約課(以下「契約課」という。)が実施した当該種目における一般競争入札(共同企業体による入札を含む。)に応札し、低入札価格

調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合

イ 契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入札辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）

と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同

会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d その他業務を執行する者であつて、aからcまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### 4 入札方法等

(1) 本件入札に参加しようとする者は、1(1)ア及び1(1)イの工事のうち、入札への参加を希望する入札案件について申請すること。

同時に複数の案件に申請することを可とする(同一の配置予定技術者で、同時に複数の案件に申請することも可とする)が、以下の順番で開札を行うこととし、落札者となった者は以降の入札を無効とする。

ア 「(単価契約)街路樹危険木対策工事(1)」

イ 「(単価契約)街路樹危険木対策工事(2)」

(2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード(規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者が、契約課に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用すること

により入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

- (3) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(8)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手すること（この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていないなければならない。）。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(4)により設計図書等を購入すること。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、(4)により設計図書等を購入すること。

- (4) 上記(3)ア後段及び(3)イにより、当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を上記(3)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

（設計図書等の販売業者）

株式会社平安光業

京都市中京区間之町通御池上ル高田町503花柳ビル1F

（電話075-231-1177）

1(1)アの想定販売金額 8,080円

（A3コピー3枚、A4カラーコピー1枚、A4コピー393枚）

1(1)イの想定販売金額 8,080円

（A3コピー3枚、A4カラーコピー1枚、A4コピー393枚）

(5) 入札者は、下記(10)カに示す単価表（以下「単価表」という。）に、次のアからエまでに示す内容をそれぞれの欄に記載すること。

ア 会社の商号又は名称

イ 工種ごとの設定単価

工種ごとの設定単価は、入札者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とし、必ず「整数」とすること。

ウ 工種ごとの価格

工種ごとの価格は、上記イの工種ごとの設定単価に当該工種の予定数量を乗じた金額とすること。

エ 総価

総価は、上記ウの工種ごとの価格を合計した金額とすること。

(6) 入札金額は、総価の額を入力すること。

(7) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(8) 入札期間

令和3年3月15日（月）、16日（火）及び17日（水）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(9) 予定価格及び最低制限価格

1(1)ア及び1(1)イの工事の総価に係る予定価格は次のとおりである。

なお、最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

1(1)アの予定価格 20,515,000円（消費税等を含まない。）

1(1)イの予定価格 20,515,000円（消費税等を含まない。）

(10) 入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の提出  
入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、入札者がインターネット利用者の場合は、ア及びイの登録印の押印を省略することができるものとする。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（単価契約）（用紙交付）

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効なものに限る。）の写し

ウ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(2)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

なお、落札した場合には、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

エ 単価表（用紙交付）

単価表に記載する設定単価は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とし、必ず「整数」とすること。

(11) 一般競争入札参加資格確認申請書（単価契約）、技術者配置予定調書及び単価表の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、契約課のホームページ（ホームページのアドレス <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>）及び契約課に設置する公告閲覧専用端末機に入札公告と併せて一般競争入札参加資格確認申請書（単価契約）、技術者配置予定調書及び単価表を掲示するので、契約課のホームページ又は契約課に設置する公告閲覧専用端末機から当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。ただし、公告閲覧専用端末機による交付期間及び交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(12) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office365で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DCで扱えること。）にして添付すること。

（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を一つのファイルにして添付すること。）

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入，封かんし，封筒表面には入札番号，工事名，工事場所のみを記載して，入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

## 5 開札及び落札者の決定

### (1) 開札予定日時

令和3年3月18日（木）午前9時

### (2) 入札参加資格の確認

開札後，総価の比較により，予定価格の範囲内で最低の総価をもって有効な入札を行った者について，入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果，入札参加資格がないと認められるときは，その者の行った入札は無効とし，予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち，最低の総価をもって入札を行った者について，入札参加資格の確認を行う。

なお，予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち，総価が同額の者が二者以上あるときは，開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

### (3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の総価をもって有効な入札を行った者のうち，入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

### (4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは，落札者に対して速やかに通知するとともに，落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を，落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホームページにおいて公表し，併せて2の場所で閲覧に供する。

なお，開札日に落札者を決定しないときは，全ての入札者の商号（法人にあっては名称）及び入札金額等を，開札日の翌開庁日の午後1時から落札結果の公表までの間，契約課のホームページにおいて公表し，併せて2の場所で閲覧に供する。

### (5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は，落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は，落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては，休日を除く。）の午後5時までに，その旨を記載した書面を2の場所まで持参し，提出すること。



## 6 契約の締結

契約の締結は、単価による契約とする。契約単価は、予定単価に落札率（落札者が提出した単価表に記載した総価の額を予定価格で除した値）を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）に100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除する。

### (2) 契約保証金

免除する。

## 8 入札の無効

規則第6条の2各号に該当する入札は無効とする。

## 9 予算不成立の場合の無効

本件契約に係る予算については、落札決定の日において、まだ成立していないため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、予算について議会の議決があった後に本契約を締結するものとする。

なお、予算について議会の議決がなかった場合は、本公告は無効とし、当該仮契約は解除する。この場合において、本件入札のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。

## 10 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。

(5) 設計図書の内容や積算に関する質問は禁止する。

(6) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

(7) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企

業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

(8) 落札者となった者が契約を締結しない場合（(6)の誓約書を提出しない場合を含む。）は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(9) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。

## 「(単価契約) 街路樹危険木対策工事(1)」

## 工種, 予定数量及び予定単価一覧表

(単位:円)

工種	規格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
基本剪定(a)-1	幹周:C<60cm, 歩道及び交通島	10	本	9,473	94,730
基本剪定(a)-2	幹周:60cm≤C<120cm, 歩道及び交通島	10	本	25,428	254,280
基本剪定(a)-3	幹周:120cm≤C, 歩道及び交通島	10	本	35,600	356,000
支障枝剪定(a)-1	幹周:C<60cm, 歩道及び交通島	15	本	3,461	51,915
支障枝剪定(a)-2	幹周:60cm≤C<120cm, 歩道及び交通島	15	本	8,910	133,650
支障枝剪定(a)-3	幹周:120cm≤C, 歩道及び交通島	15	本	11,688	175,320
支障枝剪定(b)-1	幹周:C<60cm, 中央分離帯	10	本	4,000	40,000
支障枝剪定(b)-2	幹周:60cm≤C<120cm, 中央分離帯	10	本	10,227	102,270
支障枝剪定(b)-3	幹周:120cm≤C, 中央分離帯	10	本	13,432	134,320
枯枝剪定(a)-1	幹周:C<60cm, 歩道及び交通島	10	本	2,349	23,490
枯枝剪定(a)-2	幹周:60cm≤C<120cm, 歩道及び交通島	10	本	6,122	61,220
枯枝剪定(a)-3	幹周:120cm≤C, 歩道及び交通島	10	本	8,333	83,330
枯枝剪定(b)-1	幹周:C<60cm, 中央分離帯	10	本	2,702	27,020
枯枝剪定(b)-2	幹周:60cm≤C<120cm, 中央分離帯	10	本	7,031	70,310
枯枝剪定(b)-3	幹周:120cm≤C, 中央分離帯	10	本	9,574	95,740
枯損木撤去(a)-1	幹周:C<30cm, 歩道及び交通島	5	本	29,032	145,160
枯損木撤去(a)-2	幹周:30cm≤C<60cm, 歩道及び交通島	5	本	64,615	323,075
枯損木撤去(a)-3	幹周:60cm≤C<90cm, 歩道及び交通島	5	本	125,714	628,570
枯損木撤去(a)-4	幹周:90cm≤C<120cm, 歩道及び交通島	1	本	225,000	225,000
枯損木撤去(a)-5	幹周:120cm≤C<150cm, 歩道及び交通島	1	本	395,000	395,000
枯損木撤去(a)-6	幹周:150cm≤C<180cm, 歩道及び交通島	1	本	640,000	640,000
枯損木地上部撤去(a)-1	幹周:C<30cm, 歩道及び交通島	5	本	13,432	67,160
枯損木地上部撤去(a)-2	幹周:30cm≤C<60cm, 歩道及び交通島	5	本	32,592	162,960
枯損木地上部撤去(a)-3	幹周:60cm≤C<90cm, 歩道及び交通島	5	本	66,153	330,765
枯損木地上部撤去(a)-4	幹周:90cm≤C<120cm, 歩道及び交通島	1	本	121,428	121,428

## 別表

工種	規格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
枯損木地上部撤去 (a) - 5	幹周:120cm $\leq$ C<150cm, 歩道及び交通島	1	本	215,000	215,000
枯損木地上部撤去 (a) - 6	幹周:150cm $\leq$ C<180cm, 歩道及び交通島	1	本	390,000	390,000
枯損木地上部撤去 (a) - 7	幹周:180cm $\leq$ C<210cm, 歩道及び交通島	1	本	510,000	510,000
枯損木地上部撤去 (a) - 8	幹周:210cm $\leq$ C<240cm, 歩道及び交通島	1	本	640,000	640,000
枯損木地上部撤去 (b) - 1	幹周:C<30cm, 中央分離帯	1	本	16,071	16,071
枯損木地上部撤去 (b) - 2	幹周:30cm $\leq$ C<60cm, 中央分離帯	1	本	39,130	39,130
枯損木地上部撤去 (b) - 3	幹周:60cm $\leq$ C<90cm, 中央分離帯	1	本	80,000	80,000
枯損木地上部撤去 (b) - 4	幹周:90cm $\leq$ C<120cm, 中央分離帯	1	本	145,000	145,000
枯損木地上部撤去 (b) - 5	幹周:120cm $\leq$ C<150cm, 中央分離帯	1	本	256,666	256,666
枯損木地上部撤去 (b) - 6	幹周:150cm $\leq$ C<180cm, 中央分離帯	1	本	460,000	460,000
枯損木地上部撤去 (b) - 7	幹周:180cm $\leq$ C<210cm, 中央分離帯	1	本	620,000	620,000
枯損木地上部撤去 (b) - 8	幹周:210cm $\leq$ C<240cm, 中央分離帯	1	本	760,000	760,000
支障木撤去 (a) - 2	幹周:30cm $\leq$ C<60cm, 歩道及び交通島	1	本	73,333	73,333
支障木撤去 (a) - 3	幹周:60cm $\leq$ C<90cm, 歩道及び交通島	1	本	141,666	141,666
支障木撤去 (a) - 4	幹周:90cm $\leq$ C<120cm, 歩道及び交通島	1	本	276,666	276,666
支障木撤去 (a) - 5	幹周:120cm $\leq$ C<150cm, 歩道及び交通島	1	本	480,000	480,000
支障木撤去 (a) - 6	幹周:150cm $\leq$ C<180cm, 歩道及び交通島	1	本	730,000	730,000
支障木地上部撤去 (a) - 2	幹周:30cm $\leq$ C<60cm, 歩道及び交通島	1	本	41,904	41,904
支障木地上部撤去 (a) - 3	幹周:60cm $\leq$ C<90cm, 歩道及び交通島	1	本	76,363	76,363
支障木地上部撤去 (a) - 4	幹周:90cm $\leq$ C<120cm, 歩道及び交通島	1	本	164,000	164,000
支障木地上部撤去 (a) - 5	幹周:120cm $\leq$ C<150cm, 歩道及び交通島	1	本	256,666	256,666
支障木地上部撤去 (a) - 6	幹周:150cm $\leq$ C<180cm, 歩道及び交通島	1	本	430,000	430,000
支障木地上部撤去 (a) - 7	幹周:180cm $\leq$ C<210cm, 歩道及び交通島	1	本	530,000	530,000
支障木地上部撤去 (a) - 8	幹周:210cm $\leq$ C<240cm, 歩道及び交通島	1	本	700,000	700,000
支障木地上部撤去 (b) - 2	幹周:30cm $\leq$ C<60cm, 中央分離帯	1	本	50,588	50,588
支障木地上部撤去 (b) - 3	幹周:60cm $\leq$ C<90cm, 中央分離帯	1	本	92,222	92,222
支障木地上部撤去 (b) - 4	幹周:90cm $\leq$ C<120cm, 中央分離帯	1	本	197,500	197,500
支障木地上部撤去 (b) - 5	幹周:120cm $\leq$ C<150cm, 中央分離帯	1	本	305,000	305,000

## 別表

工種	規格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
支障木地上部撤去 (b) - 6	幹周:150cm $\leq$ C<180cm, 中央分離帯	1	本	510,000	510,000
支障木地上部撤去 (b) - 7	幹周:180cm $\leq$ C<210cm, 中央分離帯	1	本	640,000	640,000
支障木地上部撤去 (b) - 8	幹周:210cm $\leq$ C<240cm, 中央分離帯	1	本	840,000	840,000
根株撤去 (a) - 2	幹周:30cm $\leq$ C<60cm, 歩道及び交通島	1	本	33,333	33,333
根株撤去 (a) - 3	幹周:60cm $\leq$ C<90cm, 歩道及び交通島	1	本	79,090	79,090
根株撤去 (a) - 4	幹周:90cm $\leq$ C<120cm, 歩道及び交通島	1	本	125,714	125,714
根株撤去 (a) - 5	幹周:120cm $\leq$ C<150cm, 歩道及び交通島	1	本	226,666	226,666
根株撤去 (a) - 6	幹周:150cm $\leq$ C<180cm, 歩道及び交通島	1	本	355,000	355,000
発生材処分 (幹)	幹	6	t	33,846	203,076
発生材処分 (枝葉)	枝葉	10	t	23,076	230,760
発生材処分 (根株)	根株	2	t	39,130	78,260
特殊作業-1	1時間程度	18	回	14,285	257,130
特殊作業-2	3時間程度	7	回	42,857	299,999
根切り作業		20	本	36,000	720,000
高所作業車	トラック架装・伸縮ブーム, バスケット型, 12m $\times$ 200kg $\times$ 2名	9	時間	19,347	174,123
ラフテレーンクレーン (7t)	油圧伸縮ジブ型, 7t 吊	5	時間	24,054	120,270
ラフテレーンクレーン (10t)	油圧伸縮ジブ型, 10t 吊	5	時間	24,444	122,220
土壌改良土 (a)	真砂土:瓦碎石:バーク堆肥 (6:3:1)	1	m <sup>3</sup>	76,363	76,363
防根シート (a)	W=500	10	m	5,000	50,000
高木植栽 (a) - 1	シダレヤギ, H=4.5m, C=0.21m	1	本	162,000	162,000
高木植栽 (a) - 2	ハズキ(白), H=3.5m, C=0.18m	1	本	260,000	260,000
低木植栽 (a) - 1	シャリンバイ, H=0.5m, W=0.4m	10	本	5,202	52,020
低木植栽 (a) - 2	ヒトツツ, H=0.5m, W=0.5m	10	本	4,787	47,870
残土処理工	土質:土砂	5	m <sup>3</sup>	15,636	78,180
埋戻し	土砂, 小規模	10	m <sup>3</sup>	8,823	88,230
床掘り	土砂, 小規模	10	m <sup>3</sup>	5,027	50,270
舗装版切断	アスファルト舗装版, 舗装版厚 15cm 以下	5	m	1,475	7,375
舗装版破碎積込(小規模土工)	アスファルト舗装版	8	m <sup>2</sup>	3,750	30,000

## 別表

工種	規格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
アスファルト舗装 (歩道, 一般部)	開粒度アスコン(13)	8	m <sup>2</sup>	9,677	77,416
インターロッキングブロック 舗装 (撤去及び再設置)	ブロック再利用	20	m <sup>2</sup>	10,112	202,240
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	1	m <sup>3</sup>	77,272	77,272
地先境界ブロック撤去		10	m	1,711	17,110
歩車道境界ブロック撤去		20	m	1,711	34,220
地先境界ブロック	C種(150×150×600), RC-40, 18-8-40BB	10	m	15,517	155,170
歩車道境界ブロック (A種)	A種(150/170×200×600), 基礎無	10	m	9,677	96,770
歩車道境界ブロック (B種)	B種(180/205×250×600), 基礎無	11	m	11,842	130,262
交通誘導警備員 A (昼間)	交通誘導警備員 A	2	人日	38,260	76,520
交通誘導警備員 B (昼間)	交通誘導警備員 B	10	人日	31,034	310,340

## 【内訳】

価格(税抜)計	端数処理
20,515,757	20,515,000
予定価格(円) (税抜)	20,515,000

## 「(単価契約) 街路樹危険木対策工事(2)」

## 工種, 予定数量及び予定単価一覧表

(単位:円)

工種	規格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
基本剪定(a)-1	幹周:C<60cm, 歩道及び交通島	10	本	9,473	94,730
基本剪定(a)-2	幹周:60cm≤C<120cm, 歩道及び交通島	10	本	25,428	254,280
基本剪定(a)-3	幹周:120cm≤C, 歩道及び交通島	10	本	35,600	356,000
支障枝剪定(a)-1	幹周:C<60cm, 歩道及び交通島	15	本	3,461	51,915
支障枝剪定(a)-2	幹周:60cm≤C<120cm, 歩道及び交通島	15	本	8,910	133,650
支障枝剪定(a)-3	幹周:120cm≤C, 歩道及び交通島	15	本	11,688	175,320
支障枝剪定(b)-1	幹周:C<60cm, 中央分離帯	10	本	4,000	40,000
支障枝剪定(b)-2	幹周:60cm≤C<120cm, 中央分離帯	10	本	10,227	102,270
支障枝剪定(b)-3	幹周:120cm≤C, 中央分離帯	10	本	13,432	134,320
枯枝剪定(a)-1	幹周:C<60cm, 歩道及び交通島	10	本	2,349	23,490
枯枝剪定(a)-2	幹周:60cm≤C<120cm, 歩道及び交通島	10	本	6,122	61,220
枯枝剪定(a)-3	幹周:120cm≤C, 歩道及び交通島	10	本	8,333	83,330
枯枝剪定(b)-1	幹周:C<60cm, 中央分離帯	10	本	2,702	27,020
枯枝剪定(b)-2	幹周:60cm≤C<120cm, 中央分離帯	10	本	7,031	70,310
枯枝剪定(b)-3	幹周:120cm≤C, 中央分離帯	10	本	9,574	95,740
枯損木撤去(a)-1	幹周:C<30cm, 歩道及び交通島	5	本	29,032	145,160
枯損木撤去(a)-2	幹周:30cm≤C<60cm, 歩道及び交通島	5	本	64,615	323,075
枯損木撤去(a)-3	幹周:60cm≤C<90cm, 歩道及び交通島	5	本	125,714	628,570
枯損木撤去(a)-4	幹周:90cm≤C<120cm, 歩道及び交通島	1	本	225,000	225,000
枯損木撤去(a)-5	幹周:120cm≤C<150cm, 歩道及び交通島	1	本	395,000	395,000
枯損木撤去(a)-6	幹周:150cm≤C<180cm, 歩道及び交通島	1	本	640,000	640,000
枯損木地上部撤去(a)-1	幹周:C<30cm, 歩道及び交通島	5	本	13,432	67,160
枯損木地上部撤去(a)-2	幹周:30cm≤C<60cm, 歩道及び交通島	5	本	32,592	162,960
枯損木地上部撤去(a)-3	幹周:60cm≤C<90cm, 歩道及び交通島	5	本	66,153	330,765
枯損木地上部撤去(a)-4	幹周:90cm≤C<120cm, 歩道及び交通島	1	本	121,428	121,428

## 別表

工種	規格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
枯損木地上部撤去 (a) - 5	幹周:120cm $\leq$ C<150cm, 歩道及び交通島	1	本	215,000	215,000
枯損木地上部撤去 (a) - 6	幹周:150cm $\leq$ C<180cm, 歩道及び交通島	1	本	390,000	390,000
枯損木地上部撤去 (a) - 7	幹周:180cm $\leq$ C<210cm, 歩道及び交通島	1	本	510,000	510,000
枯損木地上部撤去 (a) - 8	幹周:210cm $\leq$ C<240cm, 歩道及び交通島	1	本	640,000	640,000
枯損木地上部撤去 (b) - 1	幹周:C<30cm, 中央分離帯	1	本	16,071	16,071
枯損木地上部撤去 (b) - 2	幹周:30cm $\leq$ C<60cm, 中央分離帯	1	本	39,130	39,130
枯損木地上部撤去 (b) - 3	幹周:60cm $\leq$ C<90cm, 中央分離帯	1	本	80,000	80,000
枯損木地上部撤去 (b) - 4	幹周:90cm $\leq$ C<120cm, 中央分離帯	1	本	145,000	145,000
枯損木地上部撤去 (b) - 5	幹周:120cm $\leq$ C<150cm, 中央分離帯	1	本	256,666	256,666
枯損木地上部撤去 (b) - 6	幹周:150cm $\leq$ C<180cm, 中央分離帯	1	本	460,000	460,000
枯損木地上部撤去 (b) - 7	幹周:180cm $\leq$ C<210cm, 中央分離帯	1	本	620,000	620,000
枯損木地上部撤去 (b) - 8	幹周:210cm $\leq$ C<240cm, 中央分離帯	1	本	760,000	760,000
支障木撤去 (a) - 2	幹周:30cm $\leq$ C<60cm, 歩道及び交通島	1	本	73,333	73,333
支障木撤去 (a) - 3	幹周:60cm $\leq$ C<90cm, 歩道及び交通島	1	本	141,666	141,666
支障木撤去 (a) - 4	幹周:90cm $\leq$ C<120cm, 歩道及び交通島	1	本	276,666	276,666
支障木撤去 (a) - 5	幹周:120cm $\leq$ C<150cm, 歩道及び交通島	1	本	480,000	480,000
支障木撤去 (a) - 6	幹周:150cm $\leq$ C<180cm, 歩道及び交通島	1	本	730,000	730,000
支障木地上部撤去 (a) - 2	幹周:30cm $\leq$ C<60cm, 歩道及び交通島	1	本	41,904	41,904
支障木地上部撤去 (a) - 3	幹周:60cm $\leq$ C<90cm, 歩道及び交通島	1	本	76,363	76,363
支障木地上部撤去 (a) - 4	幹周:90cm $\leq$ C<120cm, 歩道及び交通島	1	本	164,000	164,000
支障木地上部撤去 (a) - 5	幹周:120cm $\leq$ C<150cm, 歩道及び交通島	1	本	256,666	256,666
支障木地上部撤去 (a) - 6	幹周:150cm $\leq$ C<180cm, 歩道及び交通島	1	本	430,000	430,000
支障木地上部撤去 (a) - 7	幹周:180cm $\leq$ C<210cm, 歩道及び交通島	1	本	530,000	530,000
支障木地上部撤去 (a) - 8	幹周:210cm $\leq$ C<240cm, 歩道及び交通島	1	本	700,000	700,000
支障木地上部撤去 (b) - 2	幹周:30cm $\leq$ C<60cm, 中央分離帯	1	本	50,588	50,588
支障木地上部撤去 (b) - 3	幹周:60cm $\leq$ C<90cm, 中央分離帯	1	本	92,222	92,222
支障木地上部撤去 (b) - 4	幹周:90cm $\leq$ C<120cm, 中央分離帯	1	本	197,500	197,500
支障木地上部撤去 (b) - 5	幹周:120cm $\leq$ C<150cm, 中央分離帯	1	本	305,000	305,000



## 別表

工種	規格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
支障木地上部撤去 (b) - 6	幹周:150cm $\leq$ C<180cm, 中央分離帯	1	本	510,000	510,000
支障木地上部撤去 (b) - 7	幹周:180cm $\leq$ C<210cm, 中央分離帯	1	本	640,000	640,000
支障木地上部撤去 (b) - 8	幹周:210cm $\leq$ C<240cm, 中央分離帯	1	本	840,000	840,000
根株撤去 (a) - 2	幹周:30cm $\leq$ C<60cm, 歩道及び交通島	1	本	33,333	33,333
根株撤去 (a) - 3	幹周:60cm $\leq$ C<90cm, 歩道及び交通島	1	本	79,090	79,090
根株撤去 (a) - 4	幹周:90cm $\leq$ C<120cm, 歩道及び交通島	1	本	125,714	125,714
根株撤去 (a) - 5	幹周:120cm $\leq$ C<150cm, 歩道及び交通島	1	本	226,666	226,666
根株撤去 (a) - 6	幹周:150cm $\leq$ C<180cm, 歩道及び交通島	1	本	355,000	355,000
発生材処分 (幹)	幹	6	t	33,846	203,076
発生材処分 (枝葉)	枝葉	10	t	23,076	230,760
発生材処分 (根株)	根株	2	t	39,130	78,260
特殊作業-1	1時間程度	18	回	14,285	257,130
特殊作業-2	3時間程度	7	回	42,857	299,999
根切り作業		20	本	36,000	720,000
高所作業車	トラック架装・伸縮ブーム, バスケット型, 12m $\times$ 200kg $\times$ 2名	9	時間	19,347	174,123
ラフテレーンクレーン (7t)	油圧伸縮ジブ型, 7t 吊	5	時間	24,054	120,270
ラフテレーンクレーン (10t)	油圧伸縮ジブ型, 10t 吊	5	時間	24,444	122,220
土壌改良土 (a)	真砂土:瓦碎石:バーク堆肥 (6:3:1)	1	m <sup>3</sup>	76,363	76,363
防根シート (a)	W=500	10	m	5,000	50,000
高木植栽 (a) - 1	シダレヤギ, H=4.5m, C=0.21m	1	本	162,000	162,000
高木植栽 (a) - 2	ハズキ(白), H=3.5m, C=0.18m	1	本	260,000	260,000
低木植栽 (a) - 1	シャリンバイ, H=0.5m, W=0.4m	10	本	5,202	52,020
低木植栽 (a) - 2	ヒトツツ, H=0.5m, W=0.5m	10	本	4,787	47,870
残土処理工	土質:土砂	5	m <sup>3</sup>	15,636	78,180
埋戻し	土砂, 小規模	10	m <sup>3</sup>	8,823	88,230
床掘り	土砂, 小規模	10	m <sup>3</sup>	5,027	50,270
舗装版切断	アスファルト舗装版, 舗装版厚 15cm 以下	5	m	1,475	7,375
舗装版破碎積込(小規模土工)	アスファルト舗装版	8	m <sup>2</sup>	3,750	30,000

## 別表

工 種	規 格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
アスファルト舗装 (歩道, 一般部)	開粒度アスコン(13)	8	m <sup>2</sup>	9,677	77,416
インターロッキングブロック 舗装 (撤去及び再設置)	ブロック再利用	20	m <sup>2</sup>	10,112	202,240
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	1	m <sup>3</sup>	77,272	77,272
地先境界ブロック撤去		10	m	1,711	17,110
歩車道境界ブロック撤去		20	m	1,711	34,220
地先境界ブロック	C 種 (150×150×600), RC-40, 18-8-40BB	10	m	15,517	155,170
歩車道境界ブロック (A種)	A 種 (150/170×200×600), 基礎無	10	m	9,677	96,770
歩車道境界ブロック (B種)	B 種 (180/205×250×600), 基礎無	11	m	11,842	130,262
交通誘導警備員 A (昼間)	交通誘導警備員 A	2	人日	38,260	76,520
交通誘導警備員 B (昼間)	交通誘導警備員 B	10	人日	31,034	310,340

## 【内訳】

価格(税抜)計	端数処理
20,515,757	20,515,000
予定価格(円) (税抜)	20,515,000

(行財政局財政部契約課)